

福岡県公報

平成27年11月6日
第3741号

目次

告示 (第870号 - 第886号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	4
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	7
○養鶏振興法の規定に基づくふ化業者の登録	(畜産課)	7

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	8
○福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務の委託に係る提案の募集	(税務課)	9
○県営土地改良事業の換地処分	(農村森林整備課)	10
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	12
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	12
○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	12
○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	13
○指定講習機関における特定講習の廃止	(警察本部運転免許試験課)	15
○運転免許取得者教育の認定取消し	(警察本部運転免許試験課)	16

正 誤

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (平成27年10月福岡県告示第841号) 中正誤	(環境保全課)	16
--	---------	----

告 示

福岡県告示第870号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年11月福岡県告示第1679号大刀洗都市計画下水道事業大刀洗公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

大刀洗町

2 都市計画事業の種類及び名称

大刀洗都市計画下水道事業大刀洗公共下水道

3 事業施行期間

平成14年12月18日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成25年福岡県告示第1679号の事業地に次の区域を加える。

三井郡大刀洗町大字高樋 字野間、字餅田、字下立島、字木ノ間、字野添の各字の一部

大字鶴木 字高樋塚、字餅田の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第871号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年3月福岡県告示第564号甘木都市計画下水道事業甘木公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

朝倉市

2 都市計画事業の種類及び名称

甘木都市計画下水道事業甘木公共下水道

3 事業施行期間

平成7年12月15日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成23年福岡県告示第564号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第872号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年3月福岡県告示第587号甘木都市計画下水道事業三輪公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

筑前町

2 都市計画事業の種類及び名称

甘木都市計画下水道事業三輪公共下水道

3 事業施行期間

平成4年3月11日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成22年3月福岡県告示第587号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第873号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年3月福岡県告示第344号夜須都市計画下水道事業夜須公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 施行者の名称

筑前町

2 都市計画事業の種類及び名称

夜須都市計画下水道事業夜須公共下水道

3 事業施行期間

平成6年6月15日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成26年福岡県告示第344号の事業地に次の区域を加える。

朝倉郡筑前町 松 延 字古川、字畑田の各字の一部

砥 上 字宝楽の一部

東小田 字古川原、字川原田、字柳ノ本の各字の一部

下高場 字市沼、字小隈の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第874号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第264号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用

する同条第4項の規定により公示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芥屋 (c) - 2	糸島市志摩芥屋（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第875号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第265号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
芥屋 (c) - 2	糸島市志摩芥屋（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第876号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芥屋(c)-2	糸島市志摩芥屋(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第877号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
芥屋(c)-2	糸島市志摩芥屋(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第878号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字中川底702、704
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

702・704(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第879号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糸島市二丈福井字深町5411の27、5411の26(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
風害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第880号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
田川郡添田町大字落合字吉木山伐石ヨリ長谷山堺マデ2396の27から2396の29まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第881号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市江川字栗河内1の1、17、33の16、字初岳2932の2、2932の5（国有林）、字栗河内15・33の58・42・字市ヶ平2927の14・字アバラキ2942の63（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、朝倉郡東峰村大字小石原字水浦1855の1（国有林）、字アラコ1805の2・1805の8・1810の8・字水浦1840の1（国有林）・1842の1・1844（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役

所及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第882号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
八女	県道	田主丸黒木線	前	八女市上陽町上横山2943番1先から 八女市上陽町上横山2944番1先まで	5.0 ～ 9.6	44.0

			後	八女市上陽町上横山2943番1先から 八女市上陽町上横山2944番1先まで	7.5 ～ 18.3	44.0
--	--	--	---	--	------------------	------

福岡県告示第884号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年11月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸黒木線	八女市上陽町上横山2943番1先から 八女市上陽町上横山2944番1先まで

福岡県告示第885号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	飯塚穂波線	前	飯塚市蓮台寺1053番1先から 飯塚市津原1035番1先まで	11.5 ～ 79.0	4,745.0
			後	飯塚市蓮台寺1053番1先	6.6	4,978.6

			前	から 飯塚市津原1035番1先まで	79.0	
			後	飯塚市蓮台寺1053番1先から 飯塚市津原1035番1先まで	11.5 ～ 79.0	4,745.0
			後	飯塚市蓮台寺1053番1先から 飯塚市津原1035番1先まで	6.6 ～ 79.0	4,978.6

福岡県告示第886号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年11月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	飯塚穂波線	飯塚市大日寺1157番4先から 飯塚市大日寺1033番1先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

(第一工区)大野城市南大和利二丁目1番3、1番4、607番7から607番10まで、696番9、696番18、696番19、696番21、696番22、706番2及び729番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大野城市上大和利五丁目21番1号

株式会社ミキカンパニー

代表取締役 東 立子

公告

鹿毛馬土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
安藤 清	飯塚市鹿毛馬1787番地1

公告

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のようにふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により公示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小 川 洋

登録番号	登録業者		ふ 化 場		登録年月日
	名 称	住 所	名 称	所在地	
27-1	株式会社後藤孵卵場九州営業所	朝倉郡筑前町栗田2680	株式会社後藤孵卵場九州営業所	朝倉郡筑前町栗田2680	平成27年11月1日
27-2	株式会社久留米孵卵場	久留米市御井町字堀ノ上1581の15	株式会社久留米孵卵場基山工場	佐賀県三養基郡基山町長野380-7	平成27年11月1日

27-3	株式会社山形種鶏場	遠賀郡岡垣町中央台二丁目9番16号	本社第1ふ化場	遠賀郡岡垣町中央台四丁目2番18号	平成27年11月1日
			本社第2ふ化場	遠賀郡岡垣町中央台四丁目3番43号	
			熊本支店	熊本県球磨郡錦町西字松葉1336-5	
			宮崎支店	宮崎県小林市野尻町三ヶ野山2448-1	
27-4	株式会社村田孵卵場	久留米市上津町向野2228の588	株式会社村田孵卵場	久留米市上津町向野2228の588	平成27年11月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市武丸字下檜ヶ元851番11及び851番16
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福津市宮司浜二丁目7番18号 ハイルーラル1 204号
東 正人

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称（仮称）ドラッグコスモス宇美原田店
- (2) 所在地 糟屋郡宇美町原田二丁目522番1、523番1、523番4

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

① 雨水排水の計画図を提出すること。

これについて北東側の農業用水路へ接続となる場合は、接続部の詳細図を要します。

② 給水申し込みの手続きを要します。

指定店による排水設備申請を要します。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
田川郡大任町大字大行事丹波地区土地改良区	区画整理事業	平成2年8月30日	平成19年3月31日

公告

大石堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
杉 保次	うきは市浮羽町古川597番地2
高瀬 伊勢雄	うきは市吉井町宮田539番地2
家永 重信	うきは市吉井町千年478番地2
佐野 武利	うきは市吉井町587番地9
東 米市	うきは市吉井町新治1013番地2
山下 登	うきは市吉井町江南1008番地3
小御門 誠	うきは市吉井町生葉470番地
奥田 久人	うきは市吉井町長栖1060番地
三浦 俊明	久留米市田主丸町秋成621番地1
田中 濟夫	久留米市田主丸町船越1256番地3
重光 雅夫	朝倉市上寺144番地
立石 勉	久留米市田主丸町野田366番地1
土屋 輝彦	久留米市田主丸町常磐374番地2
徳永 信男	久留米市田主丸町8番地5
古賀 隆	久留米市田主丸町上原850番地,851番地合併
園木 政敏	久留米市田主丸町以真恵486番地
二又 清	久留米市田主丸町牧1210番地
江上 光男	久留米市田主丸町恵利1040番地
稲富 宣博	久留米市田主丸町八幡914番地1
高山 利之	久留米市田主丸町菅原646番地1
木稲 守善	久留米市大橋町蜷川1332番地

2 退任監事

氏名	住所
原 傳	うきは市吉井町徳丸122番地2
石崎 邦彦	久留米市田主丸町田主丸1133番地2の第1
今村 正美	久留米市田主丸町以真恵634番地2

3 就任理事

氏名	住所
杉 保次	うきは市浮羽町古川597番地2
久保田 孝治	うきは市吉井町橘田42番地
河内 辰徳	うきは市吉井町若宮318番地1
高倉 正一郎	うきは市吉井町514番地1
東 米市	うきは市吉井町新治1013番地2
尾花 國廣	うきは市吉井町八和田535番地2
井浦 憲剛	うきは市吉井町江南104番地1
田中 福次	うきは市吉井町鷹取194番地1
柳 壽祥	久留米市田主丸町秋成614番地1
田籠 英美	久留米市田主丸町船越1120番地2
井上 敏實	朝倉市上寺675番地
西村 金一	久留米市田主丸町野田1664番地2
草場 繁	久留米市田主丸町殖木107番地1
石崎 邦彦	久留米市田主丸町田主丸1133番地2の第1
中野 善治	久留米市田主丸町以真恵218番地6
岩田 義文	久留米市田主丸町志塚島713番地3
高輪 俊教	久留米市田主丸町牧1196番地2
土師 豊城	久留米市田主丸町菅原140番地
永松 一守	久留米市田主丸町八幡433番地
田中 公友	久留米市田主丸町朝森622番地1
水落 洋明	久留米市大橋町常持239番地

4 就任監事

氏名	住所
手島 勝	うきは市吉井町生葉565番地1

長淵 朝幸	久留米市田主丸町長栖582番地1
益永 賢二	久留米市大橋町蜷川1307番地1

公告

次のとおり福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に係る提案を募集します。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

1 提案の内容

福岡県自動車税納税通知書テストプリント業務に係る提案（詳細は、「福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に伴う企画提案競技実施要領（以下「企画提案競技実施要領」という。）」によるほか、説明会を開催する。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 県内に事業所を有する者であること。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課直税第二係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3067

- (2) 企画提案競技実施要領の交付

ア 期間

この公告の日から平成27年11月27日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 説明会

ア 日時

平成27年11月19日（木）午前10時00分から午前11時30分まで

イ 場所

〒812-8542

福岡市博多区博多駅東一丁目17番1号

福岡県福岡東総合庁舎3階 第3会議室

ウ その他

出席者は1社につき3名までとする。事前予約は不要

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成27年11月27日（金）午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接持参すること（ただし、県の休日は受領しない。）。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡添田町大字中元寺の一部 (中元寺地区第5換地区)	平成27年10月26日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約の名称

〇A業務用端末装置賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成27年10月8日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

31,881,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成27年8月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所八幡維持出張所長から次のように公共

測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区藤田	平成27年7月1日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区不老町一丁目	平成27年7月1日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区	平成27年8月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により遠賀郡遠賀町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡遠賀町大字木守・広渡地区	平成27年9月11日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により鞍手郡鞍手町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
鞍手郡鞍手町大字中山・古門	平成27年9月22日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区一円	平成27年9月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により柳川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量・出来形確認測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市三橋町の一部地域	平成27年10月19日から 平成28年3月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宗像市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
宗像市山田（一部）	平成27年10月15日から 平成28年2月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量・現地測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成27年10月1日から 平成27年12月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡福智町大字赤池	平成27年9月25日から 平成27年11月30日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市御笠三丁目96番7及び96番5の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
太宰府市御笠三丁目3番5号
永井 幾美

公安委員会**福岡県公安委員会告示第305号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成27年11月6日

福岡県公安委員会

- 1 講習の区分
法第2条第1項第1号に係る警備業務
- 2 講習の種別、期日、時間及び場所
(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成27年12月9日（水） から同年12月17日（木） までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

- (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成27年12月14日（月）から同年12月17日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
42名
- (2) 追加取得講習
6名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習
受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以

下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

- (1) 受付期間
平成27年11月16日（月）から同年11月18日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間
- (2) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類

- ア 新規取得講習
 - (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
 - (イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
 - a アに該当する者
最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書
 - b イに該当する者
合格証明書（1級）の写し
 - c ウに該当する者
合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第318号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定に基づき、下記のとおり指定講習機関における特定講習の廃止を許可したので告示する。

平成27年11月6日

福岡県公安委員会

- 1 指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名
 名 称 若戸自動車学校
 住 所 北九州市若松区大字小竹字小椿136番地1
 代表者 梅 本 薫
- 2 廃止する特定講習
 初心運転者講習
- 3 廃止年月日
 平成27年9月30日
- 4 廃止する理由
 閉校のため

福岡県公安委員会告示第319号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定に基づき、下記の

正 誤

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（平成27年10月福岡県告示第841号）中正誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
27・10・20	3737	告示	841	2					大牟田市新港町1番 ^{○○○○○} 322の一部	大牟田市新港町1番 ^{●●●●} 地322

とおり運転免許取得者教育の認定を取消したので告示する。

平成27年11月6日

福岡県公安委員会

- 1 施設の名称、所在地及び代表者の氏名
 名 称 若戸自動車学校
 所在地 北九州市若松区大字小竹字小椿136番地1
 代表者 梅 本 薫
- 2 運転免許取得者教育の課程の区分
 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年1月26日国家公安委員会規則第4号）第1条第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号及び第8号に掲げる課程の運転免許取得者教育
- 3 取消年月日
 平成27年9月30日
- 4 取消しの理由
 閉校のため